

金沢市物価高騰緊急対策福祉施設等食材料費補助金

Q & A (2月22日時点)

Q 1 : 利用者に食事を提供していないが、当該補助金の対象になるか。

A 1 : 対象となりません。食材料費の物価高騰に対し、施設等の食材料費の負担軽減を図る補助金であるため、食事の提供を行っていない施設等については補助金の対象となりません。

Q 2 : お菓子、栄養補助食品、飲み物などは対象になるか。

A 2 : 運営規程などで食費(食事の提供に要する費用)として費用を徴収している場合は対象になります。

このため、通常の食費に含まれていない行事食や利用者の希望によって提供されるお菓子などは対象外とします。

Q 3 : 食材の調達、調理などを事業者へ委託しているが、この場合、当該補助金の補助対象施設に該当するか。

A 3 : 該当します。

Q 4 : 地域密着型通所介護 15 名(食事を提供していることが前提)、
基準緩和型通所サービス 10 名など同一所在地でサービスが提供されている場合の定員数は何人か。

A 4 : ●基準緩和型通所サービスの利用者には食事を提供していない場合
15 名(基準緩和型通所サービスの定員数は除く)。

●基準緩和型通所サービスの利用者にも食事を提供している場合
15 名 + 10 名 = 25 名(基準緩和型通所サービスの定員数も含める)。

食事の提供が確認できる資料として運営規程の提出をお願いします。

Q 5 : 通所介護など曜日によって定員が異なる場合の定員数はどのように考えれば良いか。

A 5 : 平均を求めていただき、小数点以下切り捨てで算出してください。

例) 定員 : 月・水・金・土 25 名、火・木 20 名の場合

$25 \text{ 名} \times 4/6 + 20 \text{ 名} \times 2/6 = 23.3 \text{ 名} \div 23 \text{ 名}$ (小数点以下切り捨て)

Q 6 : 病院と併設されていて、病院分と対象事業所の食事提供に関する業務を一括で行っている場合、金額を明確に分けることはできないがどのようにしたらよいか。

A 6 : 病床数などで按分して費用を算出してください。

Q 7 : 添付書類は領収書、通帳の写し、総勘定元帳のどれか一つでよいか。

A 7 : 食材料費であること、その金額、支払ったことが確認できる書類をセットでご提出ください。どれか一つで分かる場合にはそれだけの提出で構いません。

例) 領収書 : 明細などが記されていて食材料費にかかった費用ということが分かれば
領収書だけでも構いません。

通帳の写し : 支払先と金額などしか分からないため、請求書などの明細を付けて
ください。